

第 1 4 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 5 年 4 月 1 3 日 (木) 午後 4 時 0 0 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 5 年 4 月 1 3 日 (木) 午後 4 時 1 6 分

4. 出席委員 (1 4 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (1 人)

1 0 番 長内悟

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 参与及び書記の任命

第 3 議案第 4 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について

議案第 4 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について

議案第 5 0 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 1 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 2 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について

報告第 2 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 2 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 鈴 木 秀 樹	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	---------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 4 時 0 0 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 4 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 9 番三浦大俊委員と、1 2 番瓜田良一委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局
 長、鈴木次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
 それでは議案の審議に入りますが、議案第 4 8 号から議案第 5 2 号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第４８号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第４８号農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。
農地法第５条第３項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。この件は１件です。場所につきましては、配布している位置図でご確認ください。上は航空写真で黄色い線で囲まれた部分、下は住宅地図で赤い線で囲まれた部分となっております。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇、地目は畑で合計面積は１，０５７㎡となっております。申請理由は、重機・作業車置場及び職員の駐車場設置のためとなっております。農地区分につきましては農業振興地域外で第３種農地となっておりますので、許可相当と認められます。
以上です。

議 長 それでは議案第４８号について現地調査した委員から報告をお願いします。
１３番貴田徳正委員。

貴田委員 はい、１３番貴田です。それでは報告いたします。
４月６日、瓜田委員、事務局と現地調査を行いました。
転用する農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接する畑の転用申請です。面積は１，０５７㎡で転用の目的は重機・作業車置場及び職員駐車場設置のためとなっております。申請地周辺は東側と北側が住宅、南側が社屋、西側が水路であり、付近に被害を及ぼす影響は無いと思われます。
以上です。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第４９号に関する、農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
１２番瓜田良一委員。

瓜田委員 はい、１２番瓜田です。それでは、報告いたします。
去る４月６日、貴田徳正委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が７件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項６号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議 長 それでは、議案第４９号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第４９号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は７件です。№１から№７について説明いたします。令和５年３月２３日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が２件、普通売買が４件、贈与が１件です。
農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました議案第４９号について、質疑討論ございませんか。

	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第５０号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第５０号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は１０件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第５１号について、事務局より説明願います
事 務 局	議案第５１号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は１１件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については記載のとおりです。 以上です。
議 長	なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第２５条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。）に基づき、本議案№１の対象である、高橋洋美委員は本案件終了まで退席をお願いします。
	【高橋洋美委員退席】
議 長	事務局から説明のありました議案第５１号の№１について、質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので質疑、討論を打ち切ります。 ただちに表決に入ります。 議案第５１号の№１について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	【全員挙手】
議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 本案件が終了しましたので、高橋洋美委員を復帰させます。
	【高橋洋美委員着席】
議 長	それでは、議案第５１号の№２から№１１について質疑、討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。

	次に議案第５２号について、事務局より説明願います。
事務局	議案第５２号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は１件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間については記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第４８号から議案第５０号、および議案第５１号のNo.２からNo.１１および議案第５２号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第３０号について事務局より説明願います。
事務局	報告第３０号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について 農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 No.１からNo.３について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議長	ないので、質問を打ち切ります。 次に報告第３１号について事務局より説明願います。
事務局	報告第３１号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No.１からNo.８については、相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議長	ないので、質問を打ち切ります。 暫時休憩します。（午後４時１５分）
事務局	【暫時休憩】 再会します。（午後４時１６分）

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第14回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時16分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月13日

議 長

委 員

委 員